

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

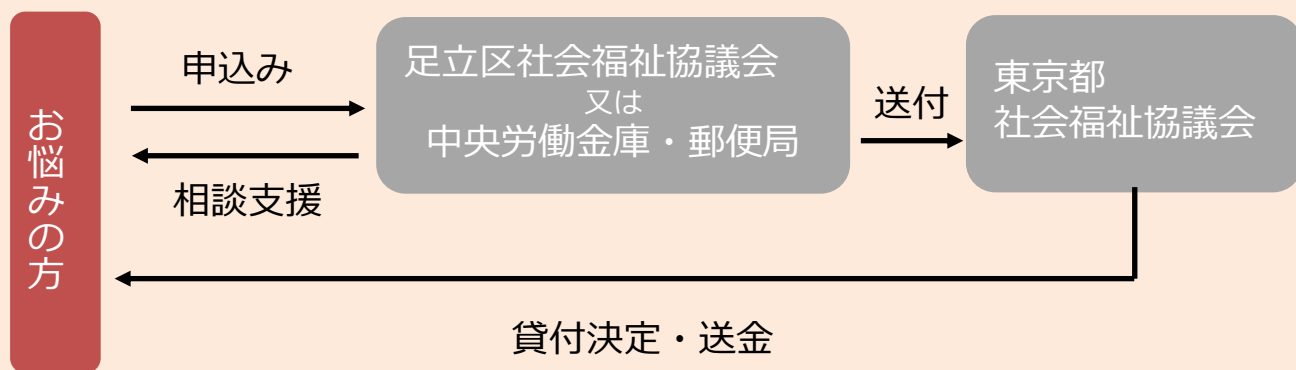
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ



お問合せ先

●足立区社会福祉協議会（平日 8:30～17:00）

電話：03-3880-5740

FAX：03-3880-5697

〒120-0011 足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館11階

●厚生労働省

個人向け緊急小口資金・総合支援資金 相談コールセンター

電話：0120-46-1999（9:00～21:00／土日・祝日を含む）

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- 貸付上限額 **20万円以内**
- 据置期間 **1年以内**
- 償還期限 **2年以内**
- 貸付利子・保証人 無利子・不要

■本人が用意する必要書類

- ①住民票（世帯全員、発行から3カ月以内のもの）
- ②本人確認書類（健康保険証、マイナンバーカード（保護ケース入れたまま表面）、運転免許証、パスポートのいずれか一つ）※ 住所変更がある場合は裏面の写し。

- ③通帳の見開き部分（銀行名、支店名、口座番号）又はキャッシュカードの写し

■申請書請求・申込等

労働金庫連合会「緊急小口資金受付担当」（申請書の請求）

☎0120-225-755
労金 申込書類ダウンロード専用ページ
<https://all.rokin.or.jp/kinkyukoguchi.html>

■郵便局での申込み受付

区内の次の郵便局で行います。

足立郵便局 ☎0570-943-023

足立西郵便局 ☎0570-943-654

足立北郵便局 ☎0570-943-200

郵便局の申請書ダウンロード

https://www.post.japanpost.jp/notification/productinformation/2020/0519_01.html



主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間 **1年以内**

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 **無利子・不要**

■本人が用意する必要書類

①住民票②本人確認書類③通帳等

※緊急小口資金の送金先と送金を確認できる預金通帳のコピーの提出をもって①②の提出を省くことができます。

■申請書のダウンロード

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/2020-0413-1036-17.html>

（中段以下にあります）

■申込先

足立区社会福祉協議会



今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。